

## ドイツの障害年金

研究協力者 福島豪(関西大学法学部教授)

### 1. 障害年金の基礎データ<sup>1</sup>

ドイツの障害年金の受給者総数は、2020年で182万287人である。人口(約8,319万人)に対する割合は、約2.2%である。内訳は、一部稼働能力減退年金の受給者が9万1,911人、完全稼働能力減退年金の受給者が172万1,366人である。他方で、老齢年金の受給者総数は、1,845万5,833人である。

障害年金の新規裁定者は、2020年で17万5,808人である。このうち、一部稼働能力減退年金の新規裁定者が22,657人、完全稼働能力減退年金の新規裁定者が152,381人である。また、期間の定めのある年金の新規裁定者が8万1,145人(全体の46.2%)、労働市場年金の新規裁定者が22,596人(全体の12.2%)、割引を伴う障害年金の新規裁定者が16万9,777人(全体の96.6%)である。

新規裁定者の診断群別構成割合は、2020年で、筋骨格系の疾患が12.7%、心血管系の疾患が9.3%、代謝性・消化器系の疾患が3.4%、腫瘍性の疾患が14.6%、精神疾患が41.5%、呼吸器系の疾患が3.4%、神経・感覚器系の疾患が7.2%、皮膚系の疾患が0.3%、その他が7.3%である。

障害年金の平均支給月額、2020年で882ユーロである。一部稼働能力減退の平均支給月額は524ユーロ、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は936ユーロである。他方で、老齢年金の平均支給月額は、989ユーロである。

障害年金の年間給付総額は、2020年で205億6,000万ユーロであり、年金の年間給付総額(3,036億7,600万ユーロ)の6.77%である。他方で、老齢年金の年間給付総額は、2,374億8,300万ユーロであり、全体の78.2%である。

### 2. 障害者に対する所得保障全体における障害年金の位置づけ

ドイツでは、障害者に対する所得保障の制度として、障害年金と障害者向けの扶助給付が挙げられる。このうち、障害年金は、被保険者の稼働能力の減退(Minderung der Erwerbsfähigkeit)および老齢(Alter)の場合の所得保障(社会法典第1編4条2項1文2号)を目的とする年金保険(Gesetzliche Rentenversicherung)から支給される年金給付であり、法律上、稼働能力の減退を理由とする年金(Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit)と呼ばれている(社会法典第1編23条1項1号、社会法典第6編33条1項)。

稼働能力の減退は、ドイツでは、„Invalidität“と同じ意味で用いられる。„Invalidität“としての障害は、まずは軍人恩給で用いられ、もともと軍人が軍務との関係で無価値になることを意味したが、年金保険に引き継がれてからは、稼働労働を中心とする社会において人が自らの労働力を(もはや)活用することができないことを意味する<sup>2</sup>。「稼働能力の減退」とは、稼働活動に従事することを通じて生計を支える所得を稼ぐ能力という意味で

<sup>1</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund (Hrsg.), Rentenversicherung in Zeitreihen, 2021.

<sup>2</sup> Welti, Behinderung und Rehabilitation im sozialen Rechtsstaat, 2005, S. 24.

の稼働能力が健康上の理由に基づき制限されることをいい、これにより被保険者に生ずる所得の損失を補填することが、障害年金の目的である<sup>3</sup>。したがって、障害年金は、老齢年金 (Renten wegen Alter) と同じく、被保険者の所得の喪失を補填する機能を有する<sup>4</sup>。この機能は、賃金または所得代替機能 (Lohn- oder Einkommensersatzfunktion) と呼ばれている。

ドイツの障害年金は、2001年障害年金改革法<sup>5</sup>により、2001年1月1日から2段階の稼働能力減退年金 (Rente wegen Erwerbsminderung) となった。同時に、障害年金の支給要件の厳格化、障害年金の割引の導入、障害年金の期間設定の原則化が行われた。しかし、障害年金が年金保険の枠内において支給されることは維持されている。その意味で、2001年障害年金改革法は、制度それ自体の改革 (Reform des System) ではなく、制度の枠内での改革 (Reform im System) であった<sup>6</sup>。

障害年金の種類として、一部稼働能力減退年金 (Rente wegen teilweiser Erwerbsminderung)、完全稼働能力減退年金 (Rente wegen voller Erwerbsminderung) および鉱山労働者に対する年金 (Rente für Bergleute) がある (社会法典第6編33条3項)<sup>7</sup>。本稿は、すべての被保険者に対する一部稼働能力減退年金および完全稼働能力減退年金を取り上げ、鉱山労働者に対する年金は取り上げない。

### 3. 障害年金の基本的な枠組み

ドイツの障害年金の根拠法は、社会法典第6編 (Sozialgesetzbuch Sechstes Buch) である。これは、1992年年金改革法<sup>8</sup>により現業労働者 (Arbeiter) に対するライヒ保険法と職員 (Angestellte) に対する職員保険法を社会法典の1つの編として纏めたものであり、年金保険法に相当する。したがって、障害年金は、年金保険の枠内において、保険料を主な財源として、被保険者の稼働能力が減退した場合に、所定の支給要件を満たした被保険者に対して支給される。

年金保険は、稼働能力の活用を必要とするすべての者が遭遇しうる障害および老齢という定型的な所得喪失リスクに対する保障を行う<sup>9</sup>。ドイツでは、老齢リスクは、一定年齢への到達によって稼働活動に従事することが期待できないし、その必要もないという意味で、障害リスクの典型的な事故と理解されている。この理解を前提として、障害年金は、老齢年金を補足するものとして、稼働能力の減退に関する具体的な認定を必要とする非典型的な事故を対象としている。したがって、障害年金は老齢年金に制度的に依存しており、障害リスクと老齢リスクは統一的な保険事故 (Versicherungsfall) と捉えられている<sup>10</sup>。

<sup>3</sup> BSGE 30, 167, 174 f.

<sup>4</sup> BVerfGE 76, 256, 306; BSGE 30, 192, 199.

<sup>5</sup> Gesetz zur Reform der Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit vom 20. 12. 2000, BGBl. I S. 1827.

<sup>6</sup> Köbl, Erwerbsminderungsrenten, in: Becker/ Kaufmann/ v. Maydell/ Schmähl/ Zacher (Hrsg.), Alterssicherung in Deutschland, FS Ruland, 2007, S. 354.

<sup>7</sup> 経過措置として、1961年1月1日以前に生まれた被保険者に対する職業不能時の一部稼働能力減退年金がある。「職業不能」とは、被保険者の稼働能力が健康上の理由に基づき同様の訓練を受け同程度の知識を有する健康な被保険者の稼働能力と比較して6時間未満に低下していることをいう (社会法典第6編240条2項)。このような被保険者がその他の支給要件を満たす場合に、一部稼働能力減退年金の受給権を取得する (社会法典第6編240条1項)。その額は、老齢年金の半額である (社会法典第6編67条2号)。

<sup>8</sup> Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 18.12.1989, BGBl. I S.2261.

<sup>9</sup> Ruland, Grundprinzipien des Rentenversicherungsrechts, in: Eichenhofer/ Rische/ Schmähl (Hrsg.), Handbuch der gesetzlichen Rentenversicherung, 2. Aufl., 2012, Kap. 9 Rdnr. 20.

<sup>10</sup> Eichenhofer, Invalidität als versichertes Risiko in den Alterssicherungssystemen Europas, Deutsche Rentenversicherung 2012, S. 6 f.

年金保険を管掌する年金保険者 (Rentenversicherungsträger) は、ドイツ年金保険 (Deutsche Rentenversicherung) と呼ばれている。これは、現業労働者と職員で分立していた保険者を2005年に統一したものである<sup>11</sup>。年金保険者は、連邦機関 (Bundesträger) と14の州直轄の地域機関 (Regionalträger) に分かれており、連邦機関は、原則的・横断的任務と保険者共通の案件を行う (社会法典第6編125条)。障害年金独自の機関は存在しない。

保険加入義務を負う被保険者 (Versicherte Personen) は、原則として報酬の対価として就労する被用者 (Beschäftigte) である (社会法典第6編1条1文1号)。就労 (Beschäftigung) とは、特に労働関係における非独立の労働をいう (社会法典第4編7条1項1文)。被用者は、現業労働者および職員を含むため、労働者 (Arbeitnehmer) と一致する。また、職業訓練のために就労する者や障害者作業所 (Werkstätten für behinderte Menschen)<sup>12</sup> で就労する障害者 (Behindete Menschen) も、被用者に含まれる (社会法典第6編1条1文1号・2号)。ただし、僅少就労 (Geringfügige Beschäftigung) (社会法典第4編8条1項) の被用者のうち、就労期間が1年間のうちに最長3か月または70労働日に限定される被用者で、就労が専門職ではなく、賃金が月額450ユーロ以下である者 (短期就労の被用者) は、年金保険により保障する必要がないと考えられるため、法律に基づき年金保険の加入義務を免除される (社会法典第6編5条2項1号)。したがって、僅少就労の被用者のうち、賃金が月額450ユーロ以下である被用者 (僅少賃金の被用者) は、原則として年金保険の強制被保険者となる。

他方で、自営業者は、原則として強制被保険者とならない。ただし、労働者と類似の立場にある自営業者は、例外的に強制被保険者となる。法律に基づき強制被保険者となるのは、労働者と類似のリスクにさらされている一部の自営業者、具体的には独立自営の教育者、看護師、助産師、水先人、芸術家・ジャーナリスト、家内工業者、沿岸漁業者、手工業者である (社会法典第6編2条1文1号～8号)。また、実際には従属労働として働いているが、契約形式により自営業と扱われる仮装自営業 (Scheinselbständigkeit) を防ぐため、自営業者は、年金保険の加入義務を負う労働者を使用しておらず、もっぱら特定の委託者のためだけに業務を行っている場合に、労働者類似の自営業者 (Arbeitnehmerähnliche Selbständige) として法律に基づき強制被保険者となる (社会法典第6編2条1文9号)。

要するに、障害年金を受給することができる強制被保険者は、従属的であれ独立的であれ稼得活動に従事している者であるため、稼得活動に従事していない者は、障害年金を受給することができない。なぜなら、稼得活動に従事している者に限り、稼得能力の減退によって稼得活動で得られた所得が失われ、失われた所得を賃金代替給付によって補填する必要が生じるからである<sup>13</sup>。したがって、保険事故が発生する前に稼得活動に従事したことがない若年障害者は、原則として障害年金を受給できず<sup>14</sup>、公的扶助による所得保障の対象となる。

障害年金の財源は、老齢年金と一緒に賄われている。老齢年金と区別された障害年金固有の基金は存在

<sup>11</sup> ただし、鉱山・鉄道・海上労働者については、依然として別の保険者が管轄している。

<sup>12</sup> 「障害者作業所」とは、障害者の労働生活への参加および統合のための施設をいい、障害を理由として一般労働市場において就労することができない障害者に職業訓練および就労の提供を行い、一般労働市場への移行を支援する (社会法典第9編219条1項)。障害者作業所の対象となる障害者は、障害を理由として一般労働市場において就労することができないが、少なくとも最低限の経済的に有用な労務給付を提供することができる障害者である (社会法典9編219条2項)。

<sup>13</sup> Ruland, a. a. O. (Fn. 9), Rdnr. 14.

<sup>14</sup> ただし、例外的に障害年金の支給要件を満たす場合がある。後述する。

しない。財源の中心は、保険料(Beiträge)である。これが、収入全体の約4分の3を占める。残りは、連邦補助(Bundeszuschüsse)などである。

#### 4. 支給対象となる障害の概念および障害の認定方法

ドイツの障害年金の支給対象となる障害(Invalidität)は、前述の通り、稼得能力減退(Erwerbsminderung)である。これは、2001年障害年金改革法により、その程度に応じて軽度のものから、一部稼得能力減退(Teilweise Erwerbsminderung)と完全稼得能力減退(Volle Erwerbsminderung)に分かれている。このうち、「一部稼得能力減退」とは、被保険者が疾病(Krankheit)または機能障害(Behinderung)を理由として一般労働市場の通常の条件の下で1日3時間以上6時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたって<sup>15</sup>できないことをいう(社会法典第6編43条1項2文)。これに対して、「完全稼得能力減退」とは、被保険者が疾病または機能障害を理由として一般労働市場の通常の条件の下で1日3時間未満しか稼得活動に従事することが長期にわたってできないことをいう(社会法典第6編43条2項2文)。つまり、稼得能力減退は、働くことができる労働時間によって2段階に分かれている。完全稼得能力減退の認定基準を1日3時間未満とした理由は、失業保険において、少なくとも1週15時間(つまり1日3時間)稼得活動に従事できることが失業の要件(つまり失業手当の支給要件)であるからである<sup>16</sup>。したがって、一部稼得能力減退は、被保険者が依然として一般労働市場において働くことができることを前提としている。

しかし、一部稼得能力減退に該当する者が、残された能力に適した職場を見つけることができない、具体的には年金申請時から1年以内に職場をあつせんされないため、労働市場から排除されている<sup>17</sup>場合には、完全稼得能力減退と認定される(社会法典第6編43条3項の反対解釈)。これは、具体的考察方法(Konkrete Betrachtungsweise)または労働市場年金(Arbeitsmarktsrente)と呼ばれている。具体的考察方法は、連邦社会裁判所の判例<sup>18</sup>によって形成された。具体的考察方法によって、年金保険は、1日6時間未満しか働くことができない被保険者の障害リスクのみならず、労働市場リスクを負担している。労働市場は、経済的・技術的变化による絶え間ない構造変化の影響下にも、顕著な景気変動の影響下にもあるため、明らかに完全な障害という極端な事例は別にして、健康上の理由に基づく能力の制限に基づく所得の喪失というリスクは、労働機会の欠如を理由とする労働力の不活用というリスクと明確に区別することができない<sup>19</sup>。

具体的考察方法は、失業者の増加に伴って、障害年金の受給者増をもたらす<sup>20</sup>。1990年代には、障害年金の新規裁定者の約3分の1が労働市場年金で占められていた。したがって、具体的考察方法は、障害年金改革の最大の争点であったものの、2001年障害年金改革法では、労働市場の状態が望ましくないことを理由に維持された<sup>21</sup>。しかし、一般労働市場の通常の条件の下で1日6時間以上稼得活動に従事することができる

<sup>15</sup> 「長期にわたって」とは、稼得能力の制限が6か月を超えて存在することをいう。したがって、稼得能力制限後6か月間は障害年金が支給されない(社会法典第6編101条1項)。障害年金が支給されるまでの期間については、疾病保険から傷病手当金が支給される。

<sup>16</sup> BT-Drucks. 13/ 8011, S. 54 f.

<sup>17</sup> 労働市場の閉鎖性の認定においては、職場が実際に供給されているかどうかや、空きポストが存在しているかどうか審査されるわけではない。結果として職場があつせんされないという事実が重要である。

<sup>18</sup> BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 4/ 69, BSGE 30, 167; BSG Beschluss vom 11. 12. 1969 – GS 2/ 68, BSGE 30, 192; BSG Beschluss vom 10. 12. 1976 – GS 2/ 75, GS 3/ 75, GS 4/ 75, GS 3/ 76, BSGE 43, 75.

<sup>19</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 367.

<sup>20</sup> Rische, Die Absicherung des Erwerbsminderungsrisikos – Handlungsbedarf und Reformoptionen, RVaktuell 2010, S. 3 f.

<sup>21</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 23 und 25.

者は稼働能力減退ではなく、その際、労働市場の状態はもはや考慮されない(社会法典第6編43条3項)。つまり、一部稼働能力減退の認定基準を1日6時間未満とすることによって、1日6時間以上働くことができる者は、一般労働市場における就労を求められることになった。これは、従来の実務と比べると、被保険者にとっては悪化である<sup>22</sup>。したがって、2001年障害年金改革法により、障害年金の支給要件は厳格化され、受給権者の人的範囲が縮小した。

稼働能力減退の認定基準は、一般労働市場において通常の週5日制の枠内で働くことができる労働時間である<sup>23</sup>。他方で、機能障害の程度は認定基準となっていないものの、稼働能力減退の原因が疾病または機能障害でなければならない。このうち、「疾病」とは、被保険者の稼働能力の低下をもたらす、正常でない身体的、知的または精神的状態をいう。疾病には、精神疾患も含まれる<sup>24</sup>。また、「機能障害」とは、疾病と同じく正常でない身体的、知的または精神的状態をいうものの、疾病と異なり回復不可能な状態をいう<sup>25</sup>。したがって、疾病または機能障害の区別は實際上意味がなく、稼働能力が心身の健康状態の不正常によって低下していることが重要である。

残された稼働能力の認定は、医師による医学的判定(Medizinische Gutachten)に基づき、年金保険者により職権で行われる。医学的判定では、健康侵害状態、とりわけ身体的および精神的に負担に耐えられる能力(Körperliche und geistige Belastbarkeit)の存在と、それにより残された能力(Restleistungsvermögen)が明らかにされる。残された能力の認定は、被保険者が、健康侵害状態を考慮して、従来の職業(Bisheriger Beruf)、すなわち直前に従事していた業務に従事することが何時間できないのか(消極的能力[Negative Leistungsvermögen])を審査し、これが6時間未満である場合には、一般労働市場の業務に従事することが何時間できるのか(積極的能力[Positive Leistungsvermögen])を審査する<sup>26</sup>。一般労働市場の業務に従事する能力は、主として業務の程度(軽度、中度、重度)によって判断され、補足的に作業姿勢(座る、立つ、動く)、作業負担(持ち上げ、持ち運び)、勤務態勢(昼間勤務、夜間勤務)によって判断される。つまり、医学的判定においては、医学的な健康状態と並んで職業社会の要求と労働市場の状態が問題となる。しかし、医学的判定のための十分な基準がないので、多くの医学的判定は健康状態の診断を能力評価と結びつける理由づけを欠いており、労働時間による能力評価が困難であると指摘されている<sup>27</sup>。

医学的判定により稼働能力減退と認定された者が実際に稼働活動に従事していることは、生計費を賄うだけの所得を稼ぐのに十分な能力があることを推定する。この場合、一般労働市場におけるフルタイム労働に、通常の労働条件の下で、かつ、健康への負担もなく従事している場合には、稼働能力減退は問題にならない。また、パートタイム労働に従事している場合には、一部稼働能力減退が問題になる。これに対して、一般労働市場の外部にある障害者作業所で働いていたり、特に有利な労働条件の下で働いていたり、健康に配慮した働き方をしたりしている場合には、稼働能力減退が問題になる。この場合、一般労働市場における稼働活動に従事する能力が3時間または6時間を下回る限りで、稼働能力減退が認められる。したがって、その他の支給要件を満たせば、稼働活動に従事しながら障害年金を受給することができる<sup>28</sup>。

<sup>22</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 365.

<sup>23</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 25.

<sup>24</sup> Kolakowski, in: Kreikebohm/ Rossbach (Hrsg.), SGB VI Kommentar, 6. Aufl., 2021, § 43 Rdnr. 21 f.

<sup>25</sup> Kolakowski, a. a. O. (Fn. 24), Rdnr. 22.

<sup>26</sup> Kolakowski, a. a. O. (Fn. 24), Rdnr. 24.

<sup>27</sup> Gagel/ Schian, Die Dominanz der Rehabilitation bei Bearbeitung und Begutachtung in Rentenverfahren – zugleich ein Ansatz zur besseren Bewältigung der Anforderungen des § 43 SGB VI, SGB 2002, S. 530.

<sup>28</sup> Marschang, Verminderte Erwerbsfähigkeit, 2002, S. 46.

## 5. 障害年金の支給要件

障害年金の支給要件は、①老齢年金支給開始年齢の到達前に稼働能力減退が発生しており、②稼働能力減退の発生前に一般的受給資格期間(Allegemeine Wartezeit)、つまり5年間の保険料納付済期間(社会法典第6編50条1項、51条1項)を満たしており、かつ、③稼働能力減退の発生前の直近5年間のうち強制保険料を3年間納めていることである(社会法典第6編43条1項1文、2項1文)。他方で、稼働能力減退の発生時に被保険者であることは要件とされていない<sup>29</sup>。

①から③までの支給要件のうち、②の要件でいう保険料納付は、強制保険料納付(保険加入義務の対象となる就労または業務に従事する場合)に限らず、任意保険料納付(自営業者または専業主婦などが任意に加入する場合)も含まれる。これに対して、③の要件は、強制保険料納付に限定される。その意味で、③の要件は、任意加入者、つまり自営業者または専業主婦の障害年金の受給を排除する機能を有する<sup>30</sup>。③の要件は、稼働能力の減退により現に所得の喪失を被っていない人的範囲の障害年金の受給を排除することを目的として、1984年予算付随法<sup>31</sup>によって導入された。すなわち、1982年の被保険者年金の新規裁定者の約半分が障害年金を受給していたが、約8割が稼働生活からの早期引退のために障害年金を受給しており、その結果、障害年金が一種の早期受給の老齢年金になっていた。このことを背景として、通常は就労しており、稼働能力の減退によって稼働所得の喪失が発生する被保険者にのみ障害年金を支給することで、障害年金の賃金代替機能を強化するため、③の要件が導入された<sup>32</sup>。③の要件により、被保険者が障害年金を受給することができるのは、保険加入義務の対象となる就労または業務を退職してから原則として2年間に限定される<sup>33</sup>。

支給要件の充足を判断するための基準日は、疾病または機能障害の「初診日」ではなく、稼働能力減退の発生日である。①の要件により、障害年金は、稼働能力減退の発生日(の翌月)から最長で老齢年金支給開始年齢(=67歳)の満了日(の属する月)まで支給される<sup>34</sup>。稼働能力減退の発生日は、保険者の見解によれば通常は申請日とされる。しかし、裁判所の見解によれば、裁判所が稼働能力減退の存在を客観的に認定するので、客観的に稼働能力減退の発生が確認された時点である<sup>35</sup>。

②と③の要件は、稼働能力減退の発生前に満たされていることが必要である。②の要件は、発生日の前日までのいずれかで60か月の保険料納付済期間があれば足りるのに対して、③の要件は、発生日の前日から起算した60か月の期間内で36か月の強制保険料納付が必要である。ただし、②と③の要件については例外規

<sup>29</sup> ドイツの社会保障法の教科書の説明によると、給付受給権の発生にとって、保険事故の発生時に保険料負担義務を負う保険関係が依然として存在していることは必要でない。Igl/ Welti, Sozialrecht, 8. Aufl., 2007, § 31 Rdnr. 10.

<sup>30</sup> Köbl, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 23 Rdnr. 13.

<sup>31</sup> Gesetz über Maßnahmen zur Entlastung der öffentlichen Haushalte und zur Stabilisierung der Finanzentwicklung in der Rentenversicherung sowie über die Verlängerung der Investitionshilfeabgabe (Haushaltsbegleitgesetz 1984) vom 22. 12. 1983, BGBl I S. 1532.

<sup>32</sup> BT-Drucks. 10/335, S. 59 f. 障害年金の③の要件は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたけれども、特別な保険法的要件を、障害年金の賃金代替機能の強化による年金財政の安定化という目的を理由に合憲と判断した。BVerfG, Beschluss vom 8. 4. 1987 – 1 BvR 564, 684, 877, 886, 1134, 1636, 1711/ 84, BVerfGE 75, 78.

<sup>33</sup> Marschang, a. a. O. (Fn. 28), S. 30.

<sup>34</sup> 障害年金が期間を定めて支給される場合には、障害年金の支給は期間の経過によって終了する(社会法典第6編102条1項)。

<sup>35</sup> Gürtner, in: Körner/ Leitherer/ Mutschler/ Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 117. Aufl., 2021, § 43 SGB VI Rdnr. 27.

定が設けられており、保険料納付済期間が短縮されることがある<sup>36</sup>。さらなる例外として、②の要件を満たす前からすでに完全稼働能力減退である障害者は、20年間の受給資格期間(これも保険料納付が必要)を満たす場合、例えば障害者作業所で20年間働く場合には、完全稼働能力減退年金の支給要件を満たすことができる(社会法典第6編43条6項、50条2項)。これは、一般労働市場において働くことができないものの、障害者作業所で就労することはできる若年障害者のための支給要件である<sup>37</sup>。しかし、障害年金の支給要件を満たすためには、事後的ではあるものの長期の保険料納付が必要である。したがって、年金保険の枠内に障害者向けの無拠出給付は存在しない。

障害年金の支給要件を満たさない障害者は、障害者向けの扶助給付の対象となる。

## 6. 障害年金の給付設計

障害年金の額は、従前生活保障の考え方に基づき、稼働能力減退発生前の加入期間と従前所得に応じて算定される(社会法典第6編63条)。障害年金の算定方法は、老齢年金と共通である。なぜなら、障害年金のうち、完全稼働能力減退年金は被保険者に老齢年金と同一の水準を保障するものであるからである<sup>38</sup>。障害年金が従前生活保障の考え方に基づき算定されるようになったのは、1957年年金改革<sup>39</sup>によってである<sup>40</sup>。

しかし、被保険者が若くして稼働能力減退となった場合には加入期間が短くなる。したがって、十分な年金額を保障するため、稼働能力減退発生時から満67歳までの期間について、従前所得の平均に基づく保険料を納めたものとみなして加算が行われる。この期間は、加算期間(Zurechnungszeit)と呼ばれ(社会法典第6編59条)、保険料が免除された期間である(社会法典第6編54条4項)。これにより、加入期間が短いことによる低年金化は防がれている。

他方で、ドイツの年金保険には、基礎的生活保障の要素は組み込まれておらず、最低年金額が存在しない<sup>41</sup>。したがって、従前所得が低いと、年金額も低くなる可能性がある。実際に、障害年金の平均支給月額を支給開始年齢ごとでみると、支給開始年齢が若ければ若いほど、障害年金の平均支給月額も低くなる傾向を確認することができる。2007年の完全稼働能力減退年金の平均支給月額(男性)は、50歳を超えて支給開始した場合には700ユーロを超えているのに対して、30歳で支給開始した場合には約544ユーロである<sup>42</sup>。障害年金の額が最低生活水準を下回る場合には、障害者向けの扶助給付の対象となる。

---

<sup>36</sup> 例えば、教育・訓練修了後6年経過前に完全稼働能力減退が発生した場合において、直近2年間のうち1年間強制保険料を納めているときは、②の要件が満たされるという規定(社会法典第6編53条2項)が存在し、この場合には、③の要件は不要であるという規定(社会法典第6編43条5項)もあるため、大学教育や職業訓練修了直後に若くして稼働能力減退に遭遇した者は、事前に1年間強制保険料を納めていれば、障害年金の支給要件を満たす。また、労働災害または職業病により稼働能力減退が発生した場合についても、同内容の例外規定が置かれている(社会法典第6編53条1項、43条5項)。

<sup>37</sup> 障害者作業所の対象となる障害者は、機能障害を理由として一般労働市場において就労することができないものの、少なくとも経済的に有用な労務給付の最低限を提供することができる障害者である(社会法典第9編136条)。

<sup>38</sup> Köbl, a. a. O. (Fn. 6), S. 381.

<sup>39</sup> Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 45, Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Angestellten vom 23. 2. 1957, BGBl. I S. 88 und Gesetz zur Neuregelung der knappschaftlichen Rentenversicherung vom 21. 5. 1957, BGBl. I S. 533.

<sup>40</sup> Frerich/ Frey, in: Schulin (Hrsg.), Handbuch des Sozialversicherungsrechts, Bd.3: Rentenversicherungsrecht, 1999, § 2 Rdnr. 101.

<sup>41</sup> Bieback, Alterssicherung durch Rente, Grundsicherung im Alter und Sozialhilfe, NDV 2010, S. 520.

<sup>42</sup> Köhler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, Vorschläge zu einer Leistungsverbesserung bei Erwerbsminderungsrenten aus der gesetzlichen Rentenversicherung, ZfS 2010, S. 63 ff.

年金額(月額)は、個人報酬ポイント(Persönliche Entgeltpunkte)、年金種別係数(Rentenartfaktor)および年金現在価値(Aktueller Rentenwert)の積である(社会法典第6編64条)。

個人報酬ポイントは、保険料納付済期間(Beitragszeiten)の報酬ポイントと保険料免除期間(Beitragsfreie Zeiten)の報酬ポイントの合計値である(社会法典第6編66条1項)。保険料納付済期間の報酬ポイントは、ある年の被保険者個人の報酬<sup>43</sup>を、同年の全被保険者の平均報酬で除して得た数値である(社会法典第6編70条1項)。例えば、ある年の報酬が同年の平均報酬と同額である場合には、その年の報酬ポイントは1.0となる。保険料免除期間の報酬ポイントは、保険料納付済期間の報酬ポイントの合計値を、保険事故発生前までの全保険加入期間で除して得た数値である(社会法典第6編71条1項)。

年金種別係数は、一部稼得能力減退年金については0.5であり、完全稼得能力減退年金については1.0である(社会法典第6編67条2号、3号)。前者は老齢年金の半分に相当し、後者は老齢年金と同一である。したがって、完全稼得能力減退年金は老齢年金と同額であり、完全な所得代替機能を有するが、一部稼得能力減退年金は老齢年金の半額であり、完全な所得代替機能を有しない。一部稼得能力減退年金が完全な所得代替機能を有しないのは、一部稼得能力減退に該当する者は、1日6時間未満という制限はあるものの、一般労働市場において働く能力を有していると考えられるからである。

年金現在価値は、相対的なポイントを現在の金銭価値に換価するものであり、ユーロで示される。年金現在価値は、毎年7月1日に改定され(2021年7月1日以降、34.19ユーロ[旧西独地域]である)、基本的には、年金受給者の生活水準の保障のため、全被保険者の平均報酬の変動に応じて改定される。障害年金独自の改定は行われていない。

以上の年金算定式によると、年金額は、個人報酬ポイント、すなわち全被保険者の平均所得に対する従前所得の割合という各人の算定基礎により決定され、年金現在価値という共通の算定基礎によりスライドされる。したがって、年金算定式は、全被保険者の中での相対的な地位を保障しているのであり、特定の年金額を保障しているわけではない<sup>44</sup>。なお、配偶者や子に対する加算は存在しない。

## 7. 障害年金の割引と加算期間の延長

障害年金の額は、障害年金が満65歳より前に支給開始される場合には、月0.3%(年3.6%)ずつ割引(Abschläge)される(社会法典第6編77条2項1文3号)。障害年金の割引は、障害年金が満62歳より前に支給開始される場合には満62歳が割引率決定の基準になるという規定(社会法典第6編77条2文)があるので、最高10.8%(=0.3%×36か月)である<sup>45</sup>。したがって、障害年金が満62歳以前に支給開始される場合には、障害年金の額は一律10.8%割引される。障害年金が満65歳より後に支給される場合には、支給開始係数による割引は行われない。障害年金の割引の期間は、2007年の年金支給開始年齢調整法<sup>46</sup>により、老齢年金

<sup>43</sup> ここでの「報酬」は、保険料算定の基礎となった賃金および所得であり、保険料算定基礎(Beitragsbemessungsgrundlage)と呼ばれる(社会法典第6編161条)。ただし、上限(保険料算定限度額[Beitragsbemessungsgrenze])と呼ばれ、2022年で月額57,050ユーロ[旧西独地域]である)があり(社会法典第6編159条)、その限りで報酬が保険料の算定において考慮され、年金額の算定にも反映される。したがって、障害年金の額には上限がある。

<sup>44</sup> Bieback, Existenzsicherung und Alters- und Invaliditätsvorsorge, SGB 2009, S. 630.

<sup>45</sup> 障害年金の割引は、報酬ポイントの合計値に支給開始係数(Zugangsfaktor)を乗じることで行われる。支給開始係数は、障害年金が満65歳以後に支給開始される場合には、1.0であるけれども、障害年金が満65歳より前に支給開始される場合には、1.0から1月あたり0.003ずつ割引が行われ、最高で0.108の割引が行われる。

<sup>46</sup> Gesetz zur Anpassung der Regelaltersgrenze an die demografische Entwicklung und zur Stärkung der



の支給開始年齢が満65歳から満67歳に引き上げられたことに伴い、満60歳から満63歳までの期間から、満62歳から満65歳までの期間に引き上げられた。

障害年金の割引は、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴って改正されたことからわかるように、老齢年金との関係で導入された。すなわち、1992年年金改革法により老齢年金を繰り上げ受給する場合には老齢年金の割引が行われることになったため、割引を伴う早期受給の老齢年金を回避するため、労働市場の閉鎖性を理由とする障害年金の受給を申請する者が増加した。このことは、具体的考察方法の維持により今後も継続することが予想されたため、障害年金の額と早期受給の老齢年金の額とを調整するため、2001年障害年金改革法により障害年金の割引が導入された<sup>47</sup>。したがって、老齢年金の受給が問題にならない若年者について障害年金の割引の影響を緩和するため、2001年障害年金改革法により加算期間の延長が同時に行われた。具体的には、満55歳を超えて満60歳までの間の期間は、2001年障害年金改革法以前は3分の1しか加算されなかった(社会法典第6編旧59条3項)が、2001年障害年金改革法により完全な加算期間として評価されることになった(社会法典第6編59条2項)。これにより、若年者への割引の影響は、最大3.3%に緩和された<sup>48</sup>。

このように、2001年障害年金改革法の立法者は、障害年金の割引が高齢者を主たる対象者としており、その余波として若年者にも及ぶと説明していた。しかし、障害年金の割引は、実際には一律減額を意味していた。なぜなら、障害年金の9割超が満60歳前に支給開始されているからである。2020年には、障害年金の新規裁定者の96.6%が割引を受けていた<sup>49</sup>。年金保険者は、障害年金の割引が満60歳未満の障害年金受給者にも妥当すると解釈していたため、障害年金が満60歳より前に支給開始される場合にも、経過規定(社会法典第6編264条c)の存在により2004年1月1日から、10.8%の割引が行われていた。しかし、障害年金の割引が若年者にも適用されるのか、それとも高齢者に限定されるのかは、2001年障害年金改革法以降、裁判上の争点となった。しかし、最終的には、年金保険の財政的安定という観点から、障害年金の割引が若年者にも及ぶことで決着した<sup>50</sup>。

他方で、2001年障害年金改革法によって、障害年金の平均支給月額が低下した。具体的には、完全稼働能力減退年金の平均支給月額は、2000年の738ユーロから2011年の634ユーロとなった<sup>51</sup>。平均支給月額が低下した要因として、障害年金の割引の導入が挙げられた<sup>52</sup>。しかし、高齢者に対する所得保障と異なり、企業年金や民間保険が障害年金の上乗せとして障害者に対する所得保障を補完しているわけではないため、

---

Finanzierungsgrundlagen der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Altersgrenzenanpassungsgesetz) vom 20. 4. 2007, BGBl I S. 544.

<sup>47</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24 und 26.

<sup>48</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 24.

<sup>49</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 83.

<sup>50</sup> この間の経緯のみを述べると、障害年金の割引が若年者には及ばないとした2006年の連邦社会裁判所第4法廷判決(BSG, Urteil vom 16. 5. 2006 - B 4 RA 22/05 R, BSGE 96, 209)を契機として、学説において議論が展開された。Vgl. Ruland, Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 2086 ff; Meyer, Nochmals: Abschlage bei Erwerbsminderungsrenten, NJW 2007, S. 3682 ff. しかし、2008年に、障害年金の割引は若年者にも及ぶとした連邦社会裁判所第5法廷判決(BSG, Urteil vom 14. 8. 2008 - B 5 R 32/07 R, BSGE 101, 193; BSG, Urteil vom 25. 11. 2008 - B 5 R 112/08 R, BeckRS 2009, 52293)が出された。これを受けて、連邦憲法裁判所に対して憲法異議が提起されたものの、2011年に、障害年金の割引は合憲であるとの判断が連邦憲法裁判所により示された。BVerfG, Beschluss vom 11. 1. 2011 - 1 BvR 3588/08, 1 BvR 555/09, BeckRS 2011, 48097.

<sup>51</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 120.

<sup>52</sup> Rische, a. a. O. (Fn. 20), S. 4; Kohler-Rama/ Lohmann/ Viebrok, a. a. O. (Fn. 42), S. 62.

健康上の理由によりもはや稼働活動に従事することができない者は、年金保険を必要としている<sup>53</sup>。したがって、障害年金の給付水準を改善するため、加算期間は、2014年の年金保険給付改善法<sup>54</sup>により、2014年7月1日から満60歳までの期間から満62歳までの期間に延長された。加算期間は、2017年の障害年金給付改善法<sup>55</sup>により2018年から段階的に満65歳までの期間に延長され、さらに2018年の年金保険給付改善・安定化法<sup>56</sup>により2020年から段階的に満67歳までの期間に延長された<sup>57</sup>。これによって、完全稼働能力減退年金の平均支給月額、2013年の650ユーロから2020年の936ユーロに上昇した<sup>58</sup>。

## 8. 障害年金の期間設定

障害年金は、原則として最長3年間の期間を定めて支給される。ただし、労働市場の状態にかかわらずもっぱら健康上の理由による稼働能力減退の場合で、かつ、稼働能力減退の回復の見込みがない場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項1文、2文、5文)。したがって、障害年金が期間を定めて支給されるのは、労働市場年金の場合または稼働能力減退の回復の見込みがある場合である。

定められた期間の経過後、障害年金の支給が必要であるかどうか審査される。稼働能力減退が改善していない場合には、期間が更新される。更新される期間は、従前の期間が経過してから最長3年間である。ただし、期間が合計9年間となった場合には、期間を定めずに支給される(社会法典第6編102条2項3文、4文、5文)。他方で、稼働能力が改善したために障害年金の支給要件が消滅した場合には、障害年金の支給は終了する(社会法典第6編100条3項)。

障害年金の期間設定について、2000年までは、期間を定めずに支給されるのが原則であり、期間を定めて支給されるのは例外であった。2001年障害年金改革法により、原則と例外の関係が逆転された<sup>59</sup>。期間設定の原則化により、障害年金の新規裁定者に占める期間の定めのある障害年金の割合は、2000年の23.8%から2005年の45.6%、2020年の46.2%に増加した<sup>60</sup>。

---

<sup>53</sup> BT-Drucks. 18/ 909, S. 15; BT-Drucks. 18/ 11926, S. 14; BT-Drucks. 19/ 4668, S. 21.

<sup>54</sup> Gesetz über Leistungsverbesserungen in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 23. 6. 2014, BGBl. I, S. 787.

<sup>55</sup> Gesetz zur Verbesserung der Leistungen bei Renten wegen verminderter Erwerbsfähigkeit und zur Änderung anderer Gesetze (EM-Leistungsverbesserungsgesetz) vom 17. 7. 2017, BGBl. I, S. 2509.

<sup>56</sup> Gesetz über Leistungsverbesserungen und Stabilisierung in der gesetzlichen Rentenversicherung (RV-Leistungsverbesserungs- und -Stabilisierungsgesetz) vom 28. 11. 2018, BGBl. I, S. 2016.

<sup>57</sup> 加算期間は、2018年に満62歳3か月までの期間に延長され、2019年に満65歳8か月までの期間に延長された後、2020年から2027年までに1年に1か月ずつ、2028年から2031年までに1年に2か月ずつ引き上げられ、2031年から満67歳までの期間に延長される(社会法典第6編253a条)。

<sup>58</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 120.

<sup>59</sup> BT-Drucks. 14/ 4230, S. 27.

<sup>60</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 92.

## 9. 障害年金と就労所得との調整

障害年金受給者が働いている場合において、就労による報酬が年間の限度額を超えるときは、それに応じて障害年金の支給額が支給停止される(社会法典第6編96a条1項)。障害年金の支給制限は、障害年金の所得代替機能を強化するため、1996年第2次社会法典第6編改正法<sup>61</sup>により導入された。立法趣旨によると、被保険者が障害年金と追加報酬によって稼働能力減退の発生前に獲得された所得を超える総所得を稼ぐ場合には、稼働能力減退により所得の喪失が生じておらず、障害年金は賃金代替機能を有しないため、障害年金の賃金代替機能を強化するため、追加報酬限度額が導入された<sup>62</sup>。しかし他方で、障害年金受給者が年金を受給しながら稼働活動に一定程度従事することは、禁止されるわけではない。したがって、許容される追加報酬(Hinzuverdienst)<sup>63</sup>の限度額が定められた<sup>64</sup>。

一部稼働能力減退年金の受給者は残された稼働能力の枠内で追加報酬を稼ぐことが期待されるのに対して、完全稼働能力減退年金の受給者は追加報酬を稼ぐことが制限される。1996年の第2次社会法典第6編改正法によると、追加報酬の額に応じて、一部稼働能力減退年金は満額または半額で支給され、完全稼働能力減退年金は満額、4分の3の額、半額または4分の1の額で支給された(社会法典第6編旧96a条1a項)。この障害年金の額ごとに許容される追加報酬限度額(Hinzuverdienstgrenze)が設定されており(社会法典第6編旧96a条2項)、追加報酬が追加報酬限度額を超える場合には、障害年金はより低い額となった。しかし、このような段階的な制度では、追加報酬が追加報酬限度額をほんの少しだけ超えた場合に、障害年金は大きく減額された<sup>65</sup>。追加報酬限度額の超過によって本来の追加報酬を超えて障害年金が減額されないようにするため、2017年年金弾力化法<sup>66</sup>により、追加報酬を無段階で障害年金に算入する制度が導入された<sup>67</sup>。

追加報酬限度額は、完全稼働能力減退年金の場合には年額で6,300ユーロであり、一部稼働能力減退年金の場合には稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイント(最低でも0.5)に平均報酬年額の0.81を乗じて得た額(2022年の平均報酬年額は39,480ユーロであるから、最低でも15,989.4ユーロ)である(社会法典第6編96a条1c項)。このように追加報酬限度額が異なるのは、完全稼働能力減退の被保険者は追加報酬を稼ぐことを制限されているのに対して、一部稼働能力減退の被保険者は残された稼働能力の範囲内で追加報酬を稼ぐことを期待されているためである。追加報酬が年間を通して追加報酬限度額を超える場合には、障害年金は一部しか支給されない。一部支給の障害年金は、追加報酬限度額を超える額の12分の1の40%が満額の障害年金から控除されることによって算定される。

その上で、このような方法で算定される一部支給の障害年金と年間の追加報酬の12分の1の合計額が各人

<sup>61</sup> Zweites Gesetz zur Änderung des Sechsten Buches Sozialgesetzbuch (Zweites SGB VI -Änderungsgesetz – 2.SGB VI -ÄndG) vom 2. 5. 1996, BGBl. I S. 659.

<sup>62</sup> BT-Drucks. 13/ 2590, S. 19 f. und 23.

<sup>63</sup> 追加報酬には、就労および自営業により得られる賃金および所得が含まれるため、資産収入や賃貸収入は含まれない。ただし、障害者が障害者作業所の事業者から獲得する報酬は、追加報酬に含まれない(社会法典第6編96a条2項)。また、一部稼働能力減退年金受給者が年金の受給開始後に生じた労働不能に基づく傷病手当金を受給する場合には、傷病手当金の基礎となる賃金または所得が追加報酬に含まれる(社会法典第6編96a条3項)。

<sup>64</sup> 追加報酬がある場合の障害年金の支給制限の制度は、障害年金受給者の財産権を侵害するものとして裁判で争われたが、連邦社会裁判所は、導入の目的が正当であり、かつその目的を達成するための手段も比例原則に反しないとして合憲と判断した。BSG, Urteil vom 28. 4. 2004 – B 5 RJ 60/03 R, NZS 2005 S. 373 ff.

<sup>65</sup> Christian Rolfs, Das neue Flexirente, Neue Zeitschrift für Sozialrecht 2017, S. 165.

<sup>66</sup> Gesetz zur Flexibilisierung des Übergangs vom Erwerbsleben in den Ruhestand und zur Stärkung von Prävention und Rehabilitation im Erwerbsleben (Flexirentengesetz) vom 8. 12. 2016, BGBl. I S. 2838.

<sup>67</sup> BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

の上限額を超える場合には、その超える額が一部支給の障害年金から控除される。この上限額は、追加報酬上限額(Hinzuverdienstdeckel)と呼ばれている(社会法典第6編96a条1a項)。追加報酬上限額は、稼働能力減退の発生前の直近15年間のうちで最高の報酬ポイントに平均報酬月額を乗じて得た額である(社会法典第6編96a条1b項1文)。これによって、被保険者は、原則として一部支給の障害年金と追加報酬からなる所得を従前の所得額まで獲得することができる<sup>68</sup>。したがって、一部支給の障害年金は、追加報酬限度額と追加報酬上限額という2段階の審査を経て算定される<sup>69</sup>。

## 10. 障害年金から老齢年金への切り替え

障害年金受給者が老齢年金の支給開始年齢に到達した場合には、障害年金から老齢年金への切り替えが職権により行われる(社会法典第6編115条3項)。障害年金受給者が働いておらず被保険者でなかった場合には、老齢年金への切り替えに際して老齢年金の額が障害年金の額より低くなることを防ぐため、満67歳までの障害年金受給期間、つまり加算期間が算入期間(Anrechnungszeit)(保険料免除期間の一種。社会法典第6編54条4項)と評価され(社会法典第6編58条1項1文5号)、老齢年金の算定が行われる。算入期間の報酬ポイントは加算期間の報酬ポイントと同一であるため、障害年金と同額の老齢年金が保障される。これに対して、障害年金受給者が働いており被保険者であった場合には、保険料負担義務を負う。その際、障害年金の支給額は追加報酬に応じて支給停止されるものの、老齢年金への切り替えに際して、支給制限期間も障害年金受給期間(加算期間)として算入期間と評価される。その上で、算入期間(加算期間)に保険料を納めていた場合には、その期間は保険料減額期間(Beitragsgeminderte Zeiten)(保険料納付済期間でも算入期間または加算期間でもある期間。社会法典第6編54条3項)と評価され、その間の報酬ポイントが保険料免除期間の報酬ポイントより割増される(社会法典第6編71条2項)。したがって、働いていなかった障害年金受給者と比べて高額な老齢年金が保障される。

老齢年金の種類としては、満67歳であり、かつ、一般的受給資格期間(5年間の保険料納付済期間)を満たしている被保険者に対する通常老齢年金(Regelaltersrente)(社会法典第6編35条)と、その他の老齢年金が存在する。後者のうち、障害者に対する所得保障として重要であるのが、重度障害者のための老齢年金(Altersrente für schwerbehinderte Menschen)である。重度障害者のための老齢年金の支給要件は、被保険者が満65歳であり、支給開始時に重度障害者<sup>70</sup>と認定されており、かつ、35年の受給資格期間を満たしていることである(社会法典第6編37条1文)。重度障害者のための老齢年金の支給開始年齢が通常老齢年金の支給開始年齢より早期であるのは、重度障害者はそれ以外の者と比べて早期に稼働能力が減退しているため職場

<sup>68</sup> BT-Drucks. 18/ 9787, S. 38 und 43.

<sup>69</sup> Carsten Schumacher, in: Anne Körner/ Stephan Leitherer/ Bernd Mutschler/ Christian Rolfs (Hrsg.), Kasseler Kommentar Sozialversicherungsrecht, 117. Aufl., 2021, § 96a SGB VI, Rdnr. 8.

<sup>70</sup> 「重度障害者」とは、障害の程度(Grad der Behinderung)が50以上であり、かつ、住所、通常の居所または職場が適法にドイツにある者をいう(社会法典第9編2条2項)。障害の程度は、本人の申請に基づき、援護行政によって認定される。障害が社会生活への参加に与える影響は、10等級に格付けされる。障害の程度が20以上である場合に限り、障害が認定される(社会法典第9編152条1項)。障害の程度は、機能障害が労働生活に限られず全ての生活領域に及ぼす影響を問題にするので、障害年金の支給対象である稼働能力減退とは異なる概念であり、認定基準も異なる。障害の程度が50以上であると認定された重度障害者は、重度障害者法としての社会法典第9編第3部による労働法上の特別な保護の適用を受け、それによって特別な地位を取得する。その法的効果は、重度障害者の雇用義務、特別な解雇制限および重度障害従業員代表、租税の減免、道路上の駐車に際しての軽減措置、放送受信料金および電話通信料金の割引、公共交通機関の無料利用など、多様な生活領域に及ぶ。

を見つけにくいからである。35年の受給資格期間には、保険料納付済期間のみならず保険料免除期間も含まれる(社会法典第6編51条3項)ため、障害年金受給期間(加算期間)も含まれる。通常老齢年金と比べて年金額の算定方法に違いはないものの、重度障害者のための老齢年金は満65歳から割引されずに支給される。

## 11. 障害年金と傷病手当金・労災保険給付との関係

疾病により労働不能(Arbeitsunfähigkeit)が発生した場合には、社会法典第5編に基づく疾病保険(Gesetzliche Krankenversicherung)から傷病手当金(Krankengeld)が支給される(社会法典第5編44条1項)。「労働不能」とは、直前に従事していた稼得活動または同様の業務に従事することができないか、または状態の悪化という危険を冒す場合に限り従事することができることをいう<sup>71</sup>。したがって、労働不能の認定に際しては、被保険者が直前にいかなる業務に従事していたのか、健康状態によってはその業務に依然として従事できるかどうかが問題となる。被保険者が直前の稼得活動に一時的にのみ従事することができないのか、それとも永続的に従事することができないと見込まれるのかは、労働不能の認定に際して考慮されない<sup>72</sup>。こうして、労働不能は、疾病のみを原因とし、長期にわたり永続する必要がない点で、障害年金の保険事故である稼得能力減退と区別される。傷病手当金の額は、標準報酬の70%である(社会法典第5編47条1項)。傷病手当金は、同一の疾病を理由とする労働不能について、各3年間のうちに最長で78週間支給される(社会法典第5編48条1項)。

傷病手当金と障害年金の関係について、疾病保険の被保険者が完全稼得能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金の受給権は年金の支給開始により消滅し、年金の支給開始後に新たな傷病手当金の受給権は生じない(社会法典第5編50条1項)。これに対して、疾病保険の被保険者が労働不能の発生後に一部稼得能力減退年金を受給する場合には、傷病手当金は年金の支給額分だけ減額支給される(社会法典第5編50条2項)。逆に、一部稼得能力減退年金の支給開始後に労働不能が発生して傷病手当金が支給される場合には、傷病手当金を含む報酬が一定額を超えると一部稼得能力減退年金が減額支給される(社会法典第6編96a条3項)。

他方で、稼得能力が労働災害(Arbeitsunfall)または職業病(Berufskrankheit)(社会法典第7編7条以下)に起因して26週を超えて20%以上減退する場合には、社会法典第7編に基づく労災保険(Gesetzliche Unfallversicherung)から被災者年金(Verletztenrente)が支給される(社会法典第7編56条1項)。「稼得能力の減退」(MdE)とは、心身の機能障害(Beeinträchtigung des körperlichen und geistigen Leistungsvermögens)により生じる一般労働市場における稼得可能性の減少をいう(社会法典第7編56条2項)。稼得能力の減退の程度は、軽度のものから10%から100%まで5%または10%刻みで示される。したがって、労働災害または職業病により被災者年金の支給対象となる稼得能力の減退が発生したからといって、当然に障害年金の支給対象となる稼得能力減退が生じるわけではない。被災者年金の額は、稼得能力の減退の程度が100%の場合には満額(直近の報酬の3分の2の額)であるけれども、稼得能力の減退の程度が100%より低い場合には満額に稼得能力の減退の程度の百分率を乗じて得た額である(社会法典第7編56条3項)。

障害年金と被災者年金は併給されうる。ただし、両者の合計額が一定額を超える場合には、障害年金が支給停止される(社会法典第6編93条)。

## 12. 障害年金の行政手続・権利救済手続

<sup>71</sup> BSGE 19, 179, 181.

<sup>72</sup> BSGE 26, 288.

障害年金は、被保険者の申請(Auftrag)に基づいて支給される(社会法典第6編115条1項1文)。障害年金の行政手続は、被保険者が年金保険者に障害年金の支給を申請することによって開始し、年金保険者が稼働能力減退の認定など障害年金の支給要件の認定を行い、申請の認否について書面による裁定(Bescheid)を行うことによって終了する(社会法典第6編117条)。

被保険者は、保険者による裁定に対して異議(Widerspruch)および訴訟(Klage)を提起することができる。保険者による権利侵害に対する被保険者の訴訟の提起については、社会裁判所(Gericht der Sozialgerichtsbarkeit)が管轄する(社会裁判所法51条1項1号)。社会裁判所は、いわゆる三審制を採用している。すなわち、各州に地方社会裁判所(Sozialgericht)と州社会裁判所(Landessozialgericht)が、連邦に連邦社会裁判所(Bundessozialgericht)がそれぞれ存在する(社会裁判所法2条)。

ただし、社会裁判所に訴訟を提起する前に、裁定の適法性および合目的性を前置手続において審査するものとする(社会裁判所法78条)。前置手続は、異議の提起により開始され、裁定が不服申立人に知られてから1か月以内に、裁定を行った保険者に対して提起するものとする(社会裁判所法84条)。保険者は、異議を唱えられた裁定が措置を違法または目的違反と判断する場合には、異議に応じて救済を行う(社会裁判所法85条1項)。これに対し、保険者が救済を行わない場合には、異議は異議決定により拒否されなければならない(社会裁判所法85条2項)。

訴訟は、異議決定の送達後1か月以内に管轄権を有する社会裁判所に提起しなければならない(社会裁判所法87条、90条)。訴訟類型としては、取消訴訟(Anfechtungsklage)、義務付け訴訟(Verpflichtungsklage)、給付訴訟(Leistungsklage)および確認訴訟(Feststellungsklage)が認められている(社会裁判所法54条、55条)。訴訟手続の詳細は、社会裁判所法に規定されている。

第一審裁判所である地方社会裁判所による判決に対しては、控訴(Berufung)および上告(Revision)が認められている。控訴審裁判所は州社会裁判所であり、上告審裁判所は連邦社会裁判所である(社会裁判所法143条、160条)。

### 13. 障害者向けの扶助給付:障害時基礎保障

#### (1) 障害者に対する所得保障全体における障害時基礎保障の位置づけ

障害年金を受給することができない障害者、特に障害年金の支給要件を満たさない若年障害者や、障害年金の額が最低生活水準を下回る障害者は、稼働不能の要扶助者に対する公的扶助としての社会扶助(Sozialhilfe)の対象となる。この場合の障害者に対する所得保障は、一般的な扶助給付ではなく、障害者向けの扶助給付として行われている。これは、障害時基礎保障(Grundsicherung bei Erwerbsminderung)と呼ばれている。障害時基礎保障は、原則として自治体(郡または群に属しない市)が実施する(社会法典第12編3条、97条)。

障害時基礎保障は、障害年金の支給要件を満たさず、かつ、それ以外の方法によっては生計を維持することができない障害者の所得保障を目的として、老齢期基礎保障(Grundsicherung im Alter)とともに2003年に導入された。老齢期および障害時基礎保障は、隠れた貧困を回避すること(Verhinderung verschämter Armut)が主たる目的である。すなわち、施設外で生活する高齢者は、社会扶助法に基づく生計扶助(Hilfe zum Lebensunterhalt)の支給要件についての情報や知識の欠如、役所への訪問や社会的な統制に対する懸念、扶養義務のある子への費用償還請求に関する不安を理由として、社会扶助給付の受給権を有するにもかかわらず

らず、それを請求しなかった<sup>73</sup>。また、施設外で生活する若年障害者は、その多くが成人後も親と同居しており、親が養うだけの所得または資産を有している場合には生計扶助の支給要件を満たすことができなかつたため、しばしば親の扶養に依存していた<sup>74</sup>。したがって、特に若年障害者との関係では、親に依存しない最低生活保障とそれによる一定の経済的自立をもたらすことも目的である<sup>75</sup>。これらの目的を達成するため、2001年高齢資産法<sup>76</sup>により、高齢者および障害者に対して生計費に関する基礎的需要を保障する独自の社会給付を定める法律として、連邦社会扶助法 ( Bundessozialhilfsgesetz ) とは別の独立した基礎保障法 ( Grundsicherungsgesetz ) が制定された<sup>77</sup>。

しかし、基礎保障法は、扶助の領域に属するにもかかわらず、連邦社会扶助法から部分的に解放されているものの、完全にそうになっているわけでないという意味で、中途半端な産物 ( Zwittergebilde ) であり、体系的な検討が不十分であると批判された<sup>78</sup>。そこで、基礎保障法は、2003年の連邦社会扶助法の社会法典への編入に関する法律<sup>79</sup>により、2005年から社会扶助法に相当する社会法典第12編に統合された ( 社会法典第12編第4章 ) 。したがって、障害時基礎保障は、現在では社会扶助の枠内において支給されている ( 社会法典第12編8条2号 ) 。

障害時基礎保障は、デラックスな社会扶助 ( Sozialhilfe de luxe ) と呼ばれている。なぜなら、給付の需要充足性においても給付額においても一般的な扶助給付としての生計扶助に依拠しているからである。ただし、障害時基礎保障は、後述するように、家族に対する扶養請求に関して扶助給付の受給に際しての障壁を取り除いた独自の給付と評価されている<sup>80</sup>。

障害時基礎保障の受給者は、2003年の18万1,097人から2020年の53万4,520人に増加している。また、障害年金と併給している障害時基礎保障の受給者は、2003年の55,559人 ( 障害年金受給者の4.1% ) から2020年の19万5,155人 ( 障害年金受給者の15% ) に増加している<sup>81</sup>。したがって、障害時基礎保障は、無年金や低年金の障害者に対する補完的な所得保障の役割を拡大している。

## (2) 障害時基礎保障の支給要件

障害時基礎保障の支給要件は、国内に通常の居所を有しており、永続的に完全稼得能力減退であり、かつ、所得および資産によって生計費を賄うことができないことである ( 社会法典第12編41条1項 ) 。永続的な完全稼得能力減退 ( Dauerhafte volle Erwerbsminderung ) を理由とする受給権者は、満18歳以上で、労働市場の状態にかかわらず<sup>82</sup>社会法典第6編43条2項の意味で完全稼得能力減退、すなわち1日3時間未満しか稼得活

<sup>73</sup> BT-Drucks. 14/4595, S. 43.

<sup>74</sup> Rademacker, Sicherstellung des Lebensunterhalts von Geburt an behinderter Menschen durch Leistungen der Rentenversicherung, NDV 1993, S. 261.

<sup>75</sup> Trenk-Hinterberger, Sozialhilferecht, in: Ruland/Becker/Axer (Hrsg.), Sozialrechtshandbuch, 5. Aufl., 2012, § 23 Rdnr. 114.

<sup>76</sup> Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens ( Altersvermögensgesetz — AVmG ) vom 26. 6. 2001, BGBl. I S. 1310.

<sup>77</sup> BT-Drucks. 14/5150, S. 48.

<sup>78</sup> Schellhorn, Sozialhilfe als Grundsicherung?, in: Boecken/ Ruland/ Steinmeyer (Hrsg.), Sozialrecht und Sozialpolitik in Deutschland und Europa, FS v. Meydell, 2002, S. 597 f.

<sup>79</sup> Gesetz zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. 12. 2003, BGBl. I S. 3022.

<sup>80</sup> もっとも、基礎保障の行政が一般的な公的扶助の行政から切り離されていない限りで、依然として独立性の問題が残るとされる。Bieback, a. a. O. (Fn. 44), S. 638.

<sup>81</sup> Deutsche Rentenversicherung Bund, a. a. O. (Fn. 1), S. 272 f.

<sup>82</sup> したがって、障害時基礎保障は具体的考察方法を明示的に排除している。

動に従事することができない状態であり、かつ、完全稼得能力減退が回復する見込みがない者である(社会法典第12編41条3項)。したがって、障害時基礎保障の人的範囲は、期間を定めずに支給される完全稼得能力減退年金の人的範囲と同一であり、一般労働市場において働くことができない者に相当する。例えば、障害者作業所で就労する障害者である(社会法典第12編41条3a項)。

これに対して、1日3時間以上稼得活動に従事することができる、つまり稼得可能な要扶助者は、社会法典第2編に基づく求職者基礎保障(Grundsicherung für Arbeitssuchende)の対象となり(社会法典第2編7条1項、8条1項)、失業手当Ⅱ(Arbeitslosengeld Ⅱ)という名称の定型的な扶助給付を受給しながら就労支援を受けることになる。求職者基礎保障は、失業者・生活困窮者の労働市場への統合を志向する就労支援型の公的扶助である。

自らの稼得能力の活用、自らの所得および資産によって自助可能な者、または第三者とりわけ家族もしくはその他の社会給付主体から必要な給付を受けることができる者は、社会扶助を受けられない(社会法典第12編2条1項)。これは、社会扶助の後順位性(Nachrang der Sozialhilfe)と呼ばれている。したがって、自治体は、活用される所得(Einkommen)および資産(Vermögen)の認定を行う。ただし、障害時基礎保障の受給に際しての障壁を取り除くため、同居の配偶者または生活パートナーの所得および資産が考慮されるものの、それ以外の者との同居による生計費の獲得の推定はなされない(社会法典第12編43条)。また、10万ユーロ未満の年収の親および子に対する扶養請求権は考慮されない(社会法典第12編94条1a項)。親および子に対する扶養請求の制限は、2019年の家族負担軽減法<sup>83</sup>により、扶養義務を負う親および子の負担を軽減するため、障害時基礎保障の特別規定から所得および資産の考慮に関する一般規定に移行した。これにより、社会扶助の後順位性が一般的な制限を受ける<sup>84</sup>。

所得には、現金または金銭的価値を有するすべての収入が含まれるので、就労所得も含まれる。ただし、所得税および社会保険料は、所得から控除されなければならない。また、障害時基礎保障の場合には、就労インセンティブに配慮して、受給権者の自営業および非自営業による所得のうち30%の額が控除されなければならない(社会法典第12編82条)。

自治体は、支給要件が満たされ、かつ、考慮される所得および資産では生計費を完全に賄えない場合には、年金保険者に対して障害認定を要請する。年金保険者の決定は、要請した自治体を拘束する。これにより、同一の基準による障害認定が保障される。ただし、この要請は、年金保険者がすでに完全稼得能力減退の認定を行っている場合には行われぬ(社会法典第12編45条、社会法典第6編109a条2項)。

### (3) 障害時基礎保障の額

社会扶助の給付は、個々の特殊性、とりわけ需要の性質に従って決定される(社会法典第12編9条1項)。これは、社会扶助の個別化原則(Grundsatz der Individualisierung der Sozialhilfe)と呼ばれている。したがって、障害時基礎保障の額は、障害者の需要(Bedarfe)に即して算定される。この需要は、必要生計費に関する基準需要段階(Regelbedarfstufen)による基準額(Regelsätze)、障害者に関する増加需要(Mehrbedarf)、疾病保険および介護保険のための保険料の引き受け、住居および暖房のための適切な実費を含む(社会法典第12編42条)。このうち、基準額は、2022年で、居宅で単身生活する成人(基準需要段階1)の場合には1人あたり

<sup>83</sup> Gesetz zur Entlastung unterhaltsverpflichteter Angehöriger in der Sozialhilfe und in der Eingliederungshilfe (Angehörigen-Entlastungsgesetz) vom 10. 12. 2019, BGBl. I S. 2135.

<sup>84</sup> Richter, in: Grube/ Warendorf/ Flint (Hrsg.), SGB XII, 7. Aufl. 2020, § 43 Rdnr. 1.



449ユーロ、居宅で配偶者または生活パートナーと生活する成人(基準需要段階2)の場合には1人あたり404ユーロ、施設に入所する成人(基準需要段階3)の場合には1人あたり360ユーロである(社会法典第12編28条別表)。また、完全稼得能力減退である者については、増加需要として、適用される基準需要段階の17%が認められる(社会法典第12編30条1項)。以上を合算した需要額から、賃金、年金などの収入額を控除した額が、支給額となる。

障害時基礎保障の平均総需要(月額)は、2021年6月で865ユーロであり、考慮される所得を控除した後の平均支給額(月額)は、2021年6月で649ユーロである。

#### (4) 障害時基礎保障の行政手続

障害時基礎保障は、受給権者の申請に基づき支給される(社会法典第12編44条1項)。申請の提出先は、自治体でも年金保険者でもかまわない。障害時基礎保障は、通常12か月間について承認される(社会法典第12編44条3項)。

障害時基礎保障についての積極的な情報提供のため、年金保険者は、障害年金受給者が障害時基礎保障の支給要件に該当する場合には、障害時基礎保障に関する情報提供・助言を行う。障害年金の額が年金現在価値の27倍の額を下回る場合には、年金保険者は、情報提供に申請書を添付しなければならない。年金保険者は、提出された申請書を自治体に転送する。その際、障害年金の額や基礎保障の支給要件の存在に関して自治体に情報提供する(社会法典第12編46条、社会法典第6編109a条1項)。